

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				28	15	10	3	18	22	18	2	0	5	15
岡山県	岡山市	教育委員会事務局就学課	086-803-1587	○	○		○	○	○	○				http://www.city.okayama.jp/kyouiku/shuugaku/shuubaku_00004.html
岡山県	倉敷市	教育委員会学事課	086-426-3825	○	○		○	○	○					http://www.city.kurashiki.okayama.jp/6723.htm
岡山県	津山市	学校教育部学校教育課	0868-32-2116	○	○		○	○						http://www.city.tsuyama.lg.jp
岡山県	玉野市	学校教育課	0863-32-5575	○	○			○	○	○				http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2014021700571/
岡山県	笠岡市	教育委員会 学校教育課	0865-69-2152	○	○		○	○	○					http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/syugakuenjo.html
岡山県	井原市	井原市教育委員会学校教育課	0866-62-9532	○			○	○	○					http://www.city.ibara.okayama.jp/cms-sypher/www/normal_top.jsp
岡山県	総社市	教育委員会 庶務課	0866-92-8353	○			○	○	○					http://www.city.soja.okayama.jp/shomu/syugaku_enjo.html
岡山県	高梁市	教育委員会学校教育課	0866-21-1508				○	○						
岡山県	新見市	新見市教育委員会	0867-72-6146		○			○	○					
岡山県	備前市	教育総務課	0869-64-1802	○	○		○	○						http://www.city.bizen.okayama.jp/busyo/kyouiku/shomu/kyouikusoumu.html
岡山県	瀬戸内市	瀬戸内市教育委員会 総務学務課	(0869) 34-5640		○			○	○					
岡山県	赤松市	教育委員会教育総務課	086-955-6807	○		○	○	○	○				○	http://www.city.akaiwa.lg.jp/life-guide/syugakuenjo.html
岡山県	真庭市	真庭市教育委員会教育総務課	0867-42-1085	○			○	○	○				○	http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail_2.jsp?id=3336
岡山県	美作市	教育総務課	0868-72-2900						○					
岡山県	浅口市	教育委員会事務局 学校教育課	0865-44-7012	○	○									http://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/kyoiku/enjo.html
岡山県	和気町	教育総務課	0869-88-1157					○	○					
岡山県	早島町	学校教育課	086-483-2211	○			○	○						http://www.town.hayashima.lg.jp/benricyou/39/1396.html
岡山県	里庄町	教育委員会	0865-64-7212	○					○				○	http://www.town.satosho.okayama.jp/
岡山県	矢掛町	教育課	0866-82-2100	○			○	○	○					http://www.town.yakage.lg.jp/kyouiku/kyouiku.html
岡山県	新庄村	教育課	0867-56-3178										○	
岡山県	鏡野町	鏡野町教育委員会 学校教育課	0868-54-7799			○	○	○	○					
岡山県	勝央町	教育振興部	0868-38-1752				○	○	○					

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
岡山県	奈義町	教育総務課	0868-36-4195			○		○	○						
岡山県	西粟倉村	教育委員会	0868-79-2216				○	○							
岡山県	久米南町	教育委員会	086-728-2711				○								
岡山県	美咲町	美咲町教育員会 教育総務課	0868-66-2873				○						○		
岡山県	吉備中央町	教育委員会	0866-56-9191					○							
岡山県	笠岡組合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会	0865-69-2152	○	○		○	○	○						http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/syuugakuenjo.html

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			予(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学費等の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	前年度	
	該当団体数	25	26	25	24	24	27	8	5	14	13	8	4	10	14	5	6	0	0	16							
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	その他 給与収入 (税引き前)	前年度	267.6		20%未満	
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.3	課税所得	前年度	360		15%未満	
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○				○				○	○					1.5	課税所得	前年度	220	学校長等の意見書(1)に該当しないが援助が必要と認められた者	20%未満	
岡山県	玉野市						○								○						1.3	その他	前年度	390		15%未満	
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○																			15%未満	
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○																				15%未満
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2	課税所得	その他	341		25%未満	
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○									○					1.6	課税所得	前年度	316		15%未満	
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5	課税所得	前年度	318		10%未満	
岡山県	備前市																			○							15%未満
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2	課税所得	前々年度	280		15%未満	
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.23	課税所得	前年度	290	民生委員・児童委員が準要保護の認定を必要と認める者	15%未満	
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○																				15%未満
岡山県	美作市									○	○				○												20%未満
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○											10%未満
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○											15%未満
岡山県	早島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○												15%未満
岡山県	里庄町	○	○																								5%未満
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○																				10%未満
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○											0%未満
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○																				10%未満
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○																				15%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を認	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	岡山市																				
岡山県	倉敷市			○																	
岡山県	津山市																				
岡山県	玉野市					○															
岡山県	笠岡市																				
岡山県	井原市																				
岡山県	総社市																				
岡山県	高梁市		○																		
岡山県	新見市	○					○				○										
岡山県	備前市																				
岡山県	瀬戸内市																				
岡山県	赤磐市			○																	
岡山県	真庭市																				
岡山県	美作市																				
岡山県	浅口市																				
岡山県	和気町																				
岡山県	早島町																				
岡山県	里庄町																				
岡山県	矢掛町																				
岡山県	新庄村																				
岡山県	鏡野町																				
岡山県	勝央町																				

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか 問A-2 問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答) 問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																					
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
		岡山県	奈義町																				
岡山県	西粟倉村																						
岡山県	久米南町																						
岡山県	美咲町																						
岡山県	吉備中央町																						
岡山県	笠岡組合																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)					
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認し判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
	該当団体数	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	岡山市			○																		
岡山県	倉敷市																					
岡山県	津山市			○																		
岡山県	玉野市																					基準額の特別を要する
岡山県	笠岡市																					
岡山県	井原市																					
岡山県	総社市		○																			
岡山県	高梁市																					
岡山県	新見市																					平成25年4月1日から生活扶助基準の見直しを実施されているが、就学援助制度への影響が認められない。平成26年度においては、見直し前の生活保護基準(平成25年4月1日現在)を適用して認定した。
岡山県	備前市																					
岡山県	瀬戸内市			○																		
岡山県	赤磐市																					
岡山県	真庭市																					
岡山県	美作市																					
岡山県	浅口市																					
岡山県	和気町																					
岡山県	早島町																					
岡山県	里庄町																					
岡山県	矢掛町																					
岡山県	新庄村																					
岡山県	鏡野町																					
岡山県	勝央町																					

